

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）について

パブリック・コメント（意見公募）を実施します

1 意見を募集する条例（案）

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）

2 一部改正の趣旨

近年、だまされたり脅されたりして青少年が自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影し、メール等で送らせられるいわゆる「自画撮り被害」が全国的に増加しています。

こうした中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）では、製造や提供といった行為は禁止されているものの、未遂罪は定められていないため、青少年に対して自画撮りを勧誘する行為を取り締めることは困難な状況にあることから、青少年の被害を未然に防止するため、条例の一部改正を検討しています。

3 意見募集期間

令和元年12月9日（月）から令和2年1月8日（水）まで

4 関係資料の入手方法

関係資料は、県ホームページ

（URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/pubcom/list.php>）

に掲載するほか、子ども政策課や県民室、各県民センターの窓口で縦覧・配布します。

5 意見の提出方法

①案についての意見は、下記の提出先へ郵送（令和2年1月8日（水）消印有効）、持参、FAX、電子メールで提出してください。電話による受付はしません。

②意見を記載する様式は任意ですが、氏名、住所、電話番号を明記してください。意見の内容以外は公表しません。

③意見は、日本語による文書（電子文書を含みます。）で提出してください。

④意見が大部になる場合には、要約を添付してください。

6 募集結果の発表方法

提出された意見は、これに対する香川県の考え方とともに整理した上で、子ども政策課や県民室、各県民センター、各保健福祉事務所、小豆総合事務所の窓口と県ホームページ上で令和2年2月頃に発表します。意見について、直接個別に回答することはしません。

7 提出先（問い合わせ先）

子ども政策課 青少年育成グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3207／FAX：087-806-0207

電子メールアドレス：kosodate@pref.kagawa.lg.jp